

公益財団法人青森学術文化振興財団職員の 勤務時間等及び休日に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人青森学術文化振興財団就業規則に基づき職員の勤務時間、休憩時間、 休息時間及び休日について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間は、青森市職員の例による。

2 理事長は、職員の勤務条件の特殊性その他の理由により、前項の規定する勤務時間等により難しいものがあると認める場合においては、勤務時間を変更することができる。

(休 日)

第3条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第261号）に規定する休日並びに1月2日、3日及び12月29日から12月31日までの日は休日とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。